

香川県条例第6号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する超勤代休時間又は勤務時間等条例第10条に規定する休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 <u>正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 短時間勤務職員が、<u>正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした</u></p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第10条に規定する休日(勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認があった場合のほかは、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間<u>以外</u>に勤務することを命ぜられた職員には<u>正規の勤務時間外</u>に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に<u>正規の勤務時間外</u>にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 短時間勤務職員が、<u>正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に</u></p> |

次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第9条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得

掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条の2 略</p> <p><u>(超勤代休時間)</u> 第9条の3 <u>任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第13条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第10条に規定する休日及び第11条第1項に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(休日) 第10条 略</p> <p>(休日の代休日) 第11条 任命権者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条の2 略</p> <p>(休日) 第10条 略</p> <p>(休日の代休日) 第11条 任命権者は、職員に休日である第3条第2項、第4条又は第5条の<u>規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日等」という。)</u>に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命</p> |

休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第9条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(介護休暇)

第16条 略

2 略

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(県費負担教職員に関する読替え)

第22条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員についての第9条、第9条の2、第9条の3第1項、第11条第1項、第13条第3項、第17条、第20条及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第9条第1項中「、人事委員会」とあるのは「、市町の長」とする。

じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(介護休暇)

第16条 略

2 略

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(県費負担教職員に関する読替え)

第22条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員についての第9条、第9条の2、第11条第1項、第13条第3項、第17条、第20条及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第9条第1項中「、人事委員会」とあるのは「、市町の長」とする。

(香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、<u>時間外勤務代休時間(管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。)</u>、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> |

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、<u>時間外勤務代休時間(管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。)</u>、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | |
|---|------|--|---------|---|---|---|--|--|---------|------|--|
| <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 略</p> <table border="1" data-bbox="188 1109 1068 1410"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項</td> <td>略</td> </tr> </table> | 略 | | 第13条第1項 | 略 | <p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1109 2058 1410"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項</td> <td>支給する</td> <td>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その</td> </tr> </table> | 略 | | | 第13条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 第13条第1項 | 略 | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 第13条第1項 | 支給する | 支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------|------|--|
| | | |
| 第13条第4項 | 第2項 | 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第17条 |
| 第13条第5項 | 要しない | 要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする |
| 第14条の5第5項 | 略 | |
| 略 | | |

| | | |
|-----------|---|---|
| | | 勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする |
| 第14条の5第5項 | 略 | |
| 略 | | |